

東日本大震災からの復興のあゆみ

～布佐東部地区5年間の復興記録～



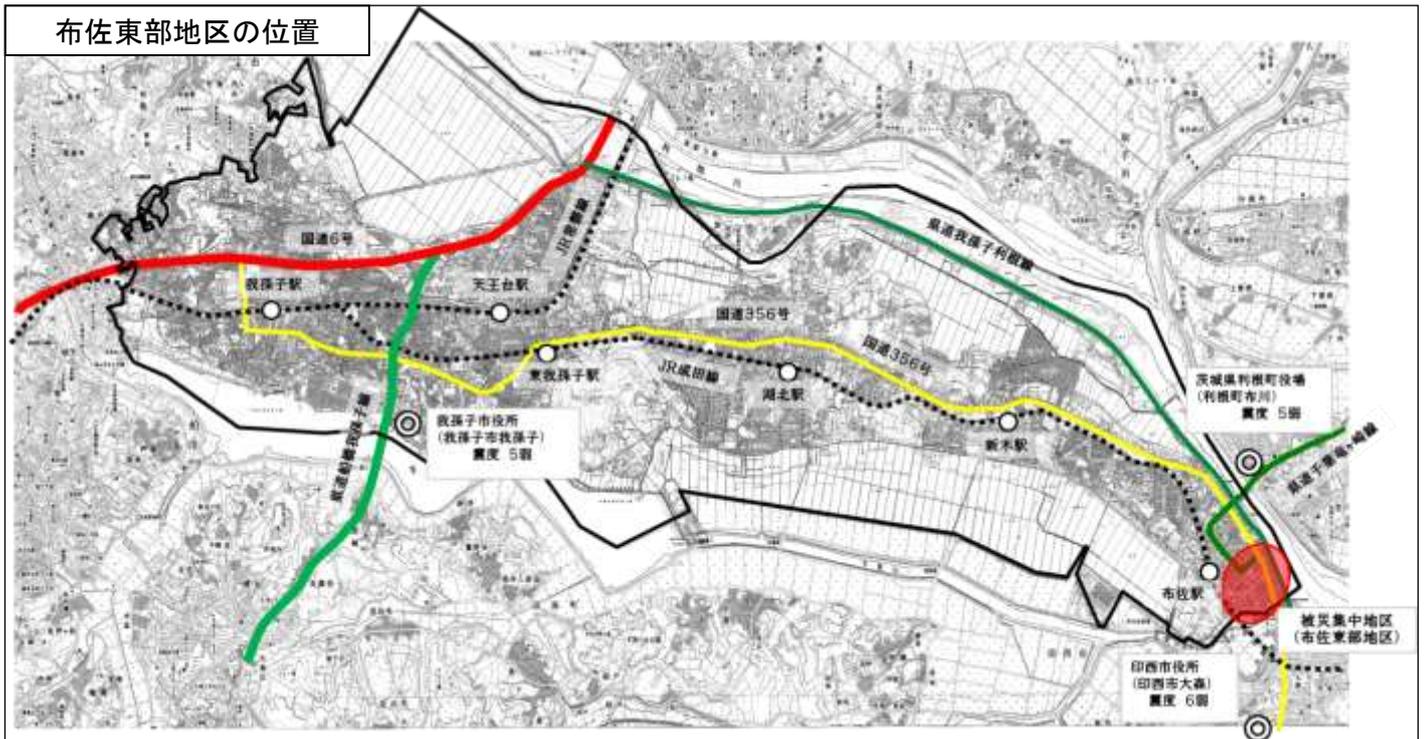
我孫子市 布佐東部地区復興対策室
平成28年（2016年）3月

1. 布佐東部地区の位置と被害の状況

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震」では、宮城県北部で震度 7、東北・関東 8 県で震度 6 以上の強い揺れが観測され、巨大な津波の発生とも相まって、東日本一帯に甚大な被害をもたらしました。

我孫子市では、幸い重傷以上の人的被害はなかったものの、激しい揺れや地盤の液状化により、家屋や生活基盤施設、公共施設等に大きな被害を受けました。

特に、市域東端の布佐東部地区約 12.5 ヘクタールの区域では、地盤の液状化により、公共施設や住宅に大きな被害がありました。



■布佐東部地区の家屋被害状況（平成 27 年 3 月末時点 単位：棟）

種別	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	被害合計
住家	110 (82%)	1 (20%)	17 (18%)	70 (2.1%)	198 (5.6%)
空家・店舗等	9	0	3	13	25
被害全体	119	1	20	83	223

※（ ）内は市域全体に対する割合

■＜参考＞市内家屋の被害状況（平成 25 年 3 月 29 日現在 単位：棟）

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	被害合計
134	5	96	3311	3546

※非住家（空家、店舗等）の被害 73 件を除く

2. 布佐東部地区における主な復旧・復興の経緯

<平成23年>

3月11日	14時46分 東北地方太平洋沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生 15時15分 茨城県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生（震度4） 15時55分 東北地方太平洋沖地震対策本部を設置する。（市内11か所に順次避難所を開設）
12日	近隣センターふさの風に布佐地域対策支部を開設する。 瓦礫等の受け入れを開始する。 建物の応急危険度判定に着手する。（～3月25日）
16日	布佐地区臨時相談所を都集会所内に設置する。
20日	災害救助法の適用が決定される。
24日	国道356号都地先通行止めが解除される。 布佐地区避難所を閉鎖する。
4月11日	布佐地区被災者説明会を開催する。（り災証明、支援制度） ※説明会は、第12回（平成26年11月23日）まで開催
14日	都市部内に「布佐東部地区復旧対策室」を組織する。
18日	県道千葉竜ヶ崎線都地先通行止めが解除される。
6月3日	第1回我孫子市東日本大震災復旧対策本部会議を開催する。（以降18回まで開催）
7月1日	組織名称を「布佐東部地区復興対策室」に変更する。 本部会議名称を「我孫子市東日本大震災復興対策本部会議」に変更する。
4日	被害集中地区内（都10-1）内に布佐東部地区復興対策室現地事務所を開設する。
8月16日	我孫子市東日本大震災復旧・復興対策方針を決定する。
10月10日	東日本大震災布佐東部地区被災者の会が組織され、第1回全体会議が開催される。
18日	復興通信第1号を発行する。（以降、32号まで発行済み、継続中）
12月14日	現地事務所において、保健師による健康出張相談会を開催する。（平成24年3月まで毎週水曜日実施）
26日	東日本大震災復興特別区域法が施行される。（我孫子市を含む11道県222市町村が対象）

<平成24年>

1月6日	復興特別区域基本方針が閣議決定される。東日本大震災復興交付金制度要綱が決定される。
16日	東日本大震災復興交付金交付要綱が決定（18日公表）
4月4日	復興交付金事業計画第2回提出期限において、平成24年度事業に係る事業計画を提出する。
19日	「我孫子市復興計画」を決定する。
5月25日	復興交付金配分額（第2回申請分）が通知される。（平成24年度交付額：173,363千円） ※最終的な交付金総額は約600,000千円
7月24日	高校生ボランティアによる解体予定家屋内の片付けが始まる。（8月28日まで）
9月29日	被災した家屋の解体に着手する。（復興交付金を活用して、最終的に50棟53戸を解体）
12月3日	我孫子市液状化対策検討委員会第1回会議を開催する。

<平成25年>

6月2日	地域で活躍する団体の代表による「布佐東部地区復興会議」を開催する。 (6回開催、最終：平成27年11月19日)
10月16日	台風26号により被災区域を含む布佐地区で浸水被害が発生する。

<平成26年>

4月14日	一体的な液状化対策実施に向け、地下水位低下工法実証実験の揚水試験を開始する。(～6/18)
5月28日	小規模改良住宅B棟の入居が可能となる。
8月10日	小規模改良住宅全戸の入居が完了する。(一時避難者が全て解消される。)
11月23日	住民説明会を開催し、市街地液状化対策事業実施見送りを決定する。

<平成27年>

6月1日	個人が実施する液状化対策工事に対する「我孫子市液状化対策工事補助金」の受付を開始する。(上限50万円)
------	---

<平成28年>

1月14日	境界被害のあった区域の登記簿等の訂正が完了する。(震災により混乱した地籍の復旧作業が完了する。)
3月27日	ふさ復興会館の開館式を実施する。
31日	布佐東部地区復興対策室現地事務所を閉鎖する。

布佐東部地区復興対策室 現地事務所



復興通信



3. 布佐東部地区における主な復旧・復興事業

《復旧事業概要》

① 水道施設の復旧 ※事業費 約 120,000 千円

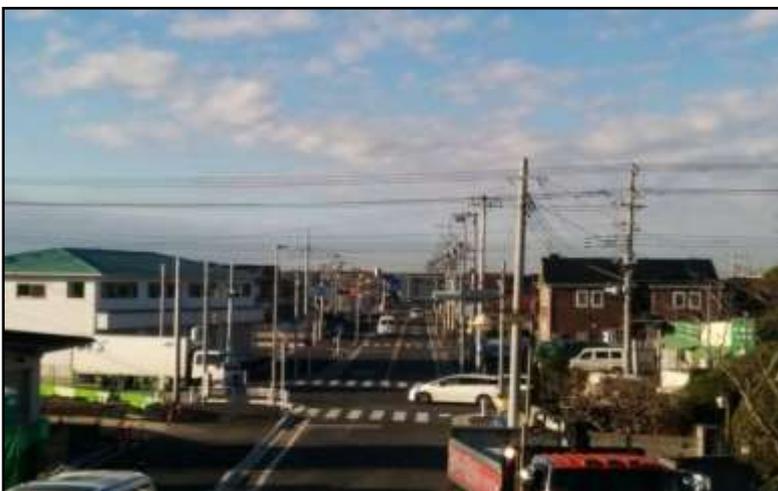
- ・配水管等の損傷で 191 戸、宅地内漏水で約 1,700 戸が断水しましたが、3 月 16 日までに仮復旧を完了しました。（宅内施設の復旧が困難な住宅には、仮設水栓柱を設置して対応）
- ・本復旧については、平成 24 年 7 月までに全て完了しました。

② 下水道施設の復旧 ※事業費 約 640,000 千万円（災害査定事業分）

- ・マンホールの隆起、管路の閉塞等、布佐地区を中心に大きな被害が発生しました。
- ・応急復旧により、4 月 14 日までに使用ができるようになりました。
- ・災害査定を受け、復旧工事を進めており、平成 25 年 6 月までに全て完了しました。

③ 道路の復旧 ※事業費 約 160,000 千円（千葉県実施分を除く）

- ・道路の陥没や隆起、塀の倒壊、噴出土砂の堆積等により、区域内の道路は通行できない個所が多く発生しました。
- ・特に、区域内を通過する県道千葉竜ヶ崎線は、1 ヶ月以上にわたり、通行止めとなりました。
- ・復旧工事は、平成 25 年度に完了しました。



《復興事業概要》

① 小規模住宅地区改良事業（事業費：約 600,000 千円）※復興交付金を活用

- ・空家となって放置されている被災住宅等、解体が必要な住宅について、地域の安全性の確保、住環境の改善の観点から、除却工事を実施しました。（除却戸数：53 戸）平成 26 年度除却完了。
- ・被災区域内の土地を活用して、震災で住宅を失った被災者を対象とした市営住宅（改良住宅）5 棟 11 戸を整備しました。（平成 26 年 8 月全戸入居完了）
- ・利根川堤防への安全なアクセスのため歩行者自転車道路を整備しました。



② 都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）（事業費：約 65,000 千円）※復興交付金を活用

- ・震災による地盤の液状化によって大きな被害を受けた布佐東部地区において、再度災害の発生を抑制するため、市街地液状化対策事業計画を策定して、液状化対策事業を実施する予定でしたが、最終的には住民からの同意を得ることができず、液状化対策事業の実施を断念しました。（平成 26 年 11 月）

③ 境界再確定事業（事業費：約 24,000 千円）

- ・液状化によって境界が動いたことにより、地籍の混乱が生じた被災区域において境界の再確定測量を行いました。測量成果を法務局に保管されている地図と整合させるため、区画整理事業による手法で登記を行う予定でしたが、調整など事業実施に時間を要していました。
- ・平成 27 年 2 月に液状化被害のあった首長で構成される「東日本大震災市街地液状化対策実施自治体首長連絡会議」から国への要望活動を行ったことにより、平成 27 年 6 月に千葉地方法務局から区画整理事業に比べて事業期間が短く、事業費を安価におさえることができる「地方税法による登記手法」が提示されました。
- ・この手法を用いて平成 28 年 1 月 14 日にすべての登記が完了しました。また、国土交通省へ国土調査法第 19 条第 5 項の認証申請を行い、平成 28 年 2 月 2 日付けで認証を受けました。

④ ふさ復興会館の整備（オープンスペース部分は復興交付金事業）（事業費：約 110,000 千円）

- ・震災により土地を残したまま地区を離れた住民や地区内に残っている高齢者など、震災からの地域コミュニティ再生の場として、また再度災害時における給水や救援活動の場として整備を行いました。

⑤ 液状化対策事業

- ・液状化対策事業を断念したことから、市独自の液状化対策として、液状化対策工事補助を創設し、個人で液状化対策工事を実施した場合に上限 50 万円を助成することとしました。

復興



我孫子市の鳥「オオバン」

ABIKO